

社保研究部
だより

自主返還につながった 個別指導の指摘事項②

今回は、前回(10月15日号)に引き続き近畿厚生局に開示請求した個別指導後の結果通知のうち、「返還にかかる事項」に關連の深い指摘事項を集計した(左表)。着眼点や算定ルール上の注意点を考えてみたい。(社保研究部)

今回は、前回(10月15日号)に引き続き近畿厚生局に開示請求した個別指導後の結果通知のうち、「返還にかかる事項」に關連の深い指摘事項を集計した(左表)。着眼点や算定ルール上の注意点を考えてみたい。(社保研究部)

今回の指摘事項は、①に満たないと判定された。②の骨の開さくまたは歯根分離などを行った場合で、二つの条件を同時に満たさなければならぬ。状態や術式のカルテ記載も必要になる。

そのために、「骨の開削および歯根分離などを行っていない場合に難抜歯を算定していた」、「既に歯根分離している歯に対して難抜歯を算定していた」との指摘につながっている。また、高血圧などの全身状態との関連から抜歯に注意や時間を要しただけでは難抜歯にあたりない。

③ 歯冠修復・欠損補綴
○補綴時診断料
補綴時診断料は、カルテへの記載項目が多く、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称、設計などの要点を網羅しているのかがチェックされる。

○歯リハ1(リハビリ)
新製有床義歯管理料と歯リハ1の同月内算定は、同一部位の旧義歯修理を予定している場合、旧義歯修理を経た新製でなければ認められない。また、カルテには調整方法および調整部位または指導内容の要点記載が必要になる。

○義歯修理
修理内容の要点がカルテに記載されていないとの指摘のほか、歯科技士を活用して修理を行っている場合の歯科技士加算の算定が指摘されている。

○支台築造・歯冠形成
支台築造の指摘事項では、「自費の歯冠修復およびブリッジを装着しているにもかかわらず、製作に係る一連の費用を保険請求していた」とある。患者希望によって途中で自費に移行する場合などは、既に保険請求した支台築造や印象以降の一連の費用を取り下げなければならない。

また、義歯新製から床裏装、床裏装から床裏装、床裏装から義歯新製までの期間は、必ずしも6カ月を要しないが、床裏装を極めて短期間に繰り返し実施することは適当でないと判定される。

1. 処置

○加圧根充

歯内療法は、歯冠形態の修正箇所と修正理由の記載が求められる。確認できない場合も依然として多い。

○除圧

ケースが目立つ。また、確認のエックス線撮影フィルムを散逸して撮影がと修正理由の記載が求められる。

2. 手術

○抜歯・難抜歯

手術では抜歯がよく指摘されており、難抜歯が否認されている。

○口腔内消炎手術

指摘はすべて、「手術部位、症状および手術内容の要点を診療録に記載していない」となっている。

○有床義歯内面適合法
有床義歯の新製を予定している場合、旧義歯修理を経た新製でなければ認められない。また、カルテには調整方法および調整部位または指導内容の要点記載が必要になる。

○歯リハ1(リハビリ)
新製有床義歯管理料と歯リハ1の同月内算定は、同一部位の旧義歯修理を予定している場合、旧義歯修理を経た新製でなければ認められない。また、カルテには調整方法および調整部位または指導内容の要点記載が必要になる。

○義歯修理
修理内容の要点がカルテに記載されていないとの指摘のほか、歯科技士を活用して修理を行っている場合の歯科技士加算の算定が指摘されている。

○支台築造・歯冠形成
支台築造の指摘事項では、「自費の歯冠修復およびブリッジを装着しているにもかかわらず、製作に係る一連の費用を保険請求していた」とある。患者希望によって途中で自費に移行する場合などは、既に保険請求した支台築造や印象以降の一連の費用を取り下げなければならない。

また、義歯新製から床裏装、床裏装から床裏装、床裏装から義歯新製までの期間は、必ずしも6カ月を要しないが、床裏装を極めて短期間に繰り返し実施することは適当でないと判定される。

3. 在宅医療

○訪問診療料

実施時刻に関する指摘が中心になっている。他の患者の診療時間と重なったり、治療内容から20分以上の歯科訪問診療であることが判断されている。また、患者の状態に基づいた訪問診療計画がカルテに記載されていないなどの指摘も多い。

4. 保険外診療

○訪問歯科衛生指導料

訪問診療料と同様に実施時刻や20分の時間要件がチェックされている。

自主返還につながった個別指導の主な指摘事項

<p>【処置】</p> <p>○う蝕処置・咬合調整(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定部位ごとに処置内容などを診療録に記載していない例が認められた 歯冠形態の修正理由、歯冠形態の修正箇所などを診療録に記載していなかった <p>○除去(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根管の長さの3分の1未満の根管内にポストの点数を算定していた(4) 鋳造ポストが存在していない歯に対して算定していた <p>○加圧根充処置(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な加圧根充が行われていない例が認められた(5) 根充後に撮影した歯科用エックス線フィルムを保存していない例が認められた(2) 根充後に撮影した歯科用エックス線フィルムが根管充填の確認に利用できなかった <p>○有床義歯床下粘膜調整処置</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧義歯が不適切な場合で、床裏装や新製が必要とされる場合以外に算定していた 	<p>【手術】</p> <p>○難抜歯(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に歯根分離している歯に対して難抜歯を算定していた 歯根肥大、骨の癒着は、歯根彎曲などに該当しない場合に難抜歯を算定していた(3) 骨の開削および歯根分離などを行っていない場合に難抜歯を算定していた <p>○埋伏歯</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨性の完全埋伏歯または歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏歯に該当しない場合に埋伏歯の費用を算定していた <p>○口腔内消炎手術</p> <ul style="list-style-type: none"> 手術部位、症状および手術内容の要点を診療録に記載していない(6) <p>○歯根嚢胞摘出術</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯冠大に満たないものに対して算定していた 	<p>【投薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> 慢性状態の歯周炎に対して適用外で処方されたメイアクトMS錠100mg、ルリッド錠 有床義歯を原因とする口腔粘膜疾患に対して適用外で処方されたロキシノン 	<p>【麻酔】</p> <p>○吸入鎮静法(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 吸入鎮静法に係る酸素および窒素の使用量の算定について、過剰な例、不適切な例が認められた(2) 治療内容から判断して必要性の認められない算定が認められた 	<p>【リハビリテーション】</p> <p>○歯リハ1(リハビリテーション)(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同月内で、有床義歯の新製を前提に旧義歯の修理を伴わない場合に、新製有床義歯と歯リハ1の算定が認められた 調整方法および調整部位または指導内容の要点を診療録に記載していない 	<p>【歯冠修復および欠損補綴】</p> <p>○補綴時診断料(9)</p> <ul style="list-style-type: none"> 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称および設計などについての要点を診療録に記載していない(9) <p>○義歯修理(14)</p> <ul style="list-style-type: none"> 修理内容の要点を診療録に記載していない例が認められた(2) クラスプの保険医療材料を誤って算定していた(5) クラスプおよびバーの種類と保険医療材料を誤って算定していた(5) クラスプの数について、誤って算定している不適切な例が認められた 不適切な設計のクラスプを使用した有床義歯修理を極めて短期間に繰り返し算定した 歯科技工士を活用して修理を行っていない場合の歯科技工加算の算定 <p>○有床義歯内面適合法</p> <ul style="list-style-type: none"> 有床義歯の新製を予定している場合に、旧義歯について有床義歯内面適合法を算定していたので、義歯修理で算定すること <p>○歯冠形成</p> <ul style="list-style-type: none"> CAD/CAM冠の歯冠形成後に、硬質レジンジャケット冠に変更した例があった <p>○支台築造(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存のメタルコアを除去していないにもかかわらず、支台築造(その他)を算定していた 自費の歯冠修復およびブリッジを装着しているにもかかわらず、製作に係る一連の費用を保険請求していた <p>○ボンティック</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二大臼歯欠損の補綴で、対合歯の挺出を防止する必要性のない例があった <p>○クラウンブリッジ維持管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> クラウンブリッジ維持管理期間中に、当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物またはブリッジ製作・装着した場合の一連の費用を算定していた 	<p>【在宅医療】</p> <p>○訪問診療料(11)</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者の状態に基づいた訪問診療計画を診療録に記載していなかった(2) 診療録に記載すべき実施時刻が他の患者の診療時間と重なっており、適切に記載されていない(5) 治療内容から判断して20分以上の歯科訪問診療ではなかった 保険医療機関の所在地と訪問先の所在地との距離が16^{km}を超えていた 同一建物で複数の患者の診療、歯科訪問診療1で算定していた 特別対応加算を算定した日における患者の状態(要介護度を含む)を診療録に記載していない <p>○訪問歯科衛生指導料(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療録に記載すべき実施時刻が他の患者の診療時間と重なっており、適切に記載されていない(2) 情報提供文書に記載すべき内容(開始時刻と終了時刻)が、実態と異なり適切に記載されていない <p>○歯科疾患在宅療養管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の管理計画書の提供日から起算して3月を超える日までに1回以上、管理計画書による情報提供が行われていない 	<p>【保険外診療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支台築造を保険算定した後の自費への移行(2) 矯正治療にかかる便宜抜歯を保険請求 インプラント治療に伴う歯科用3次元エックス線断層撮影
--	--	---	--	---	---	--	---

()内は同一の指摘事項が複数回ある場合の合計数